

小児用肺炎球菌感染症予防接種について

～予防接種の前に必ずお読みください～

2026年4月

1. 乳幼児の細菌性髄膜炎と肺炎球菌感染症

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の二大原因の一つですが、菌自体は子どもの多くが鼻の奥に保菌しています。保菌者の全てが発症するわけではなく、抵抗力の低下や粘膜バリアの損傷などにより、菌が体内に侵入すると病気（感染症）を引き起こします。

肺炎球菌は、肺炎や中耳炎、細菌性髄膜炎などの重い合併症を起こすことがあります。髄膜炎は、脳や脊髄をおおっている髄膜に肺炎球菌（細菌）が侵入して炎症を起こし、日本では年間150人前後のお子さんがこの髄膜炎を引き起こしていると言われています。髄膜炎をきたした場合には2%の子どもが亡くなり、10%に難聴や精神の発達遅滞、四肢の麻痺、てんかんなどの後遺症を残すといわれています。

また小さい子どもほど発症しやすく、特に0歳児でのリスクが高いとされています。

2. 小児用肺炎球菌感染症予防接種について

①ワクチン接種の効果

小児用肺炎球菌感染症予防接種によって肺炎球菌による重い感染症（細菌性髄膜炎や菌血症など）を予防することが期待されます。

②副反応

小児用肺炎球菌感染症予防接種後に国内の臨床試験でみられた副反応は、接種部位の発赤（赤み）・硬血・腫脹（はれ）・痛み、発熱（37.5℃以上）です。また、非常にまれですが、海外での副反応として、（1）ショック・アナフィラキシー様反応（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）、（2）けいれん（熱性けいれん含む）（3）血小板減少性紫斑病などが報告されています。このような症状が現れた場合は、すぐに医師に相談してください。

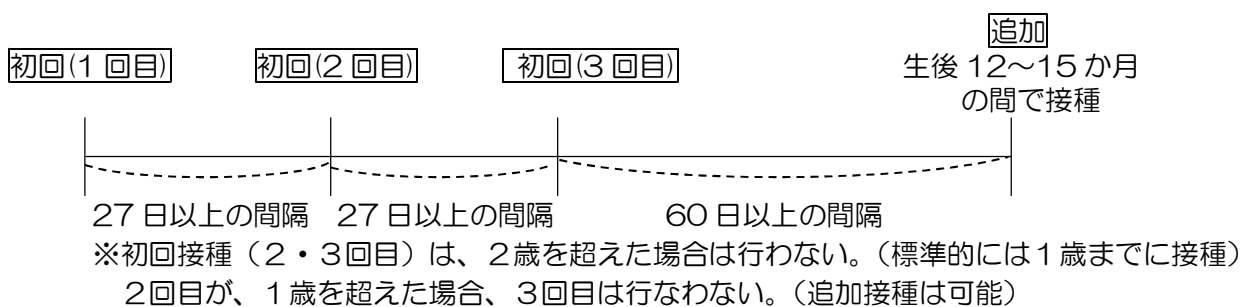
3. ワクチンの接種について

小児用肺炎球菌感染症予防接種は、平成25年4月1日から定期的な予防接種となりました。法律に基づいて実施していますので、対象年齢を過ぎると、任意接種（有料）になります。接種対象年齢は生後2か月以上から満5歳に至るまで（誕生日の1日前）です。

4. 接種スケジュール

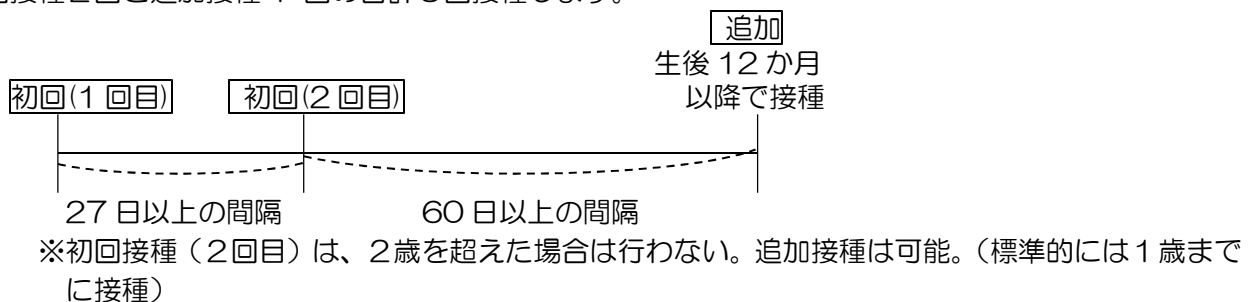
①生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始する場合（標準的な接種方法）

初回接種3回と追加接種1回の合計4回接種します。

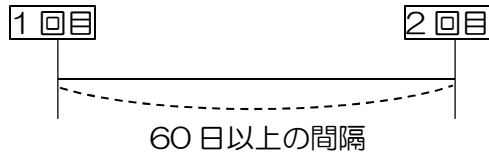


②生後7か月以上12か月（1歳）に至るまでの間に接種を開始する場合

初回接種2回と追加接種1回の合計3回接種します。



- ③ 1歳から2歳に至るまでの間に接種を開始する場合
2回接種します。



- ④ 2歳以上5歳に至るまでの間に接種を開始する場合
1回だけ接種します。

5. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ①明らかに発熱している場合（通常は37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドによって過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）をおこしたことがある場合
- ④その他、かかりつけの医師が予防接種を受けないほうがよいと判断した場合

6. 次の方は、接種前に医師とよくご相談ください

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある場合
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた場合
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある場合
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある場合もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる場合
- ⑤このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある場合

7. 接種後の注意

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがごく稀にありますので、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④このワクチンを接種後、別のワクチンを接種する場合の接種間隔の制限はありません。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

8. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がい治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいはのちに紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※詳しくは、岬町立保健センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】
岬町立保健センター
電話：072-492-2424
FAX：072-492-2433